

平取町景観計画

< 基幹計画 >

平成19年4月

北海道平取町

前文 - この景観計画の考え方（原則） -

21世紀の初頭にあたり、平取町は「景観法」（平成16年制定）による「景観行政団体」となり、これから景観行政にしっかり取り組んでいこうとしています。そこで、平取町における今後の景観づくりのあり方について、現段階における基本的な考え方をここに記します。

平取町における景観の主な特色として、(1)日高山脈に源を発して町域を貫流する沙流川にそった河川景観が軸となっていること、(2)文化的には先住民族であるアイヌの人たちの伝統が基層にあり、いまに受けつがれていること、(3)これらに近現代の開拓の営為が重なり、さまざまな歴史的・社会的要素が混成して多文化な構成となっていることがあげられます。このような特色をたいせつにしていくのが景観計画の基本となる考え方になります。

ただし、どのような景観を好ましいと考えるかは人それぞれの価値観によるところが大きく、またその志向性も社会の状況などとともに変わっていくところもありますから、この景観計画〈基幹計画〉の中では、地域景観の特色やあるべき姿をあまり細かく具体的に記述することはあえてしません。これにかわり、次の二つの点については、この計画を定めるにあたって共有すべき原則としてはっきり示し、これをたいせつにしながら町としての景観づくりに取り組むことを確認しておきます。

第一に、町民みんなが自分たちの住むこの地域の景観をたいせつなものと考え行動するようにしよう、ということです。

第二に、この景観計画自体をたえず見直し、充実させながら、景観づくりを一步一步発展させよう、ということです。

かんたんなことのようにですが、数年後に、数十年後に、数百年後にと、その結果がきびしく問われることになるかもしれません。子孫たちが誇りとし、未来を生きる世代から感謝されるような景観づくり、地域づくりの取り組みを積み上げていきましょう。

第1章 景観づくりの基本方針

前文で示した景観計画の原則をふまえ、平取町における景観づくりを次のような基本方針にそって進めていきましょう。

1．自然、文化、歴史の特色をいかす。

わたしたちの自然とのかかわり方、暮らしの中で育まれてきた文化、いまにいたる歴史のうつりかわり、それらを自ずと表しているのが景観ではないでしょうか。だからわたしたちの身近な景観は、どこにでもあるようで、実は地球上のここ北海道、平取町にしかないものです。その特色、長所をいかす景観づくりをしていきましょう。

2．多様性をたいせつにしながら調和を育む。

景観をたいせつにすると聞くと、「規制」ということばが浮かぶかもしれませんが、しかし、どこも一律一様にしぼりをかけようとするのが、平取町の景観計画がめざすところではありません。さまざまな形があり、いづれも豊かである。そして、多様・多彩な中にも調和が醸し出され、育まれるような景観づくりをめざしましょう。

3．できること、必要なことを付け加えていく。

景観づくりは世代を継いで行われる永続的なプロジェクトです。だからといって、できること、必要なことを先送りせず、それぞれの時点で最善をつくす。そして、遠い将来の目標・成果を夢見るだけでなく、結果をできるだけ早く、まさに見た目明らかに示す。可能なこと、準備が整ったことを適時に付け加えていく計画とします。

4．計画の再確認と見直しを定期的に行っていく。

これまで示した景観計画の原則と基本方針を守りながら取り組みを進めるためには、途中で吟味し、手直ししていく仕組み自体を計画に盛り込んでおく必要があります。平取町全域にわたる共通事項を定めたこの〈基幹計画〉は4年ごとに、実施区域を限定した〈付加計画〉は2年ごとに、再確認と見直しを行うこととします。

〈基幹計画〉、〈付加計画〉の違いについては第2章に記述されています。

第2章 景観計画の区域

平取町の景観は、自然・文化・歴史などのさまざまな要素がつながり、かさなりあって形成されています。したがって、地域全体にわたって取り組みが進み発展していくようにするため、平取町の全域を景観計画区域とします。

ただし、前文と第1章に示されている原則、基本方針を円滑に具現できるように、景観計画を〈基幹計画〉と〈付加計画〉とにより階層性をもたせて構成することとします。

〈基幹計画〉は、平取町の全域に適用される共通事項を定めるもので、景観計画のうちで最上位に位置します。

〈付加計画〉は、対象とする区域を限定します。「平取町景観づくり条例」で定められた指定景観計画区域がこれにあたります。〈付加計画〉は、分野または地区ごとに個別的で具体的な目標や方針を定めた計画であり、〈基幹計画〉を補足するものです。

第3章 景観計画<付加計画>による指定区域

前章で、景観計画の区域を平取町全域とすること、また景観計画に階層性をもたせ<基幹計画>と<付加計画>から成るものとするものとしました。

このうちの<付加計画>については、景観計画策定の時点(平成19年1月)で、すでに整備されている制度と、準備が進められている新しい制度を組み合わせ、機能させることとします。

1. 自然的景観分野の指定区域(既存制度の援用)

主に自然の観点から景観の保全・形成を図ろうとする区域です。

この区域については、すでに制定されている「平取町みどり豊かな環境保全条例」(平成5年)と「同条例施行規則」(平成6年)、「平取町みどり豊かな環境整備基本構想」(平成6年)、「平取町みどり豊かな環境づくりマスタープラン」(同7年)、「平取町自然環境保全地区指定にかかる保全計画(森林編)」(同9年)を景観の保全・形成に適用します。具体的にはこのうちの「保全計画」を、景観計画<付加計画>としても位置づけ、これによる自然環境保全地区を指定区域とみなすこととします。

2. 文化的景観分野の指定区域(新規制度の整備)

主に文化の観点から景観の保全・形成を図ろうとする区域です。

この区域については、「文化財保護法」のうちの「文化的景観」に関する規定にもとづき、平取町がすでに制定している「文化財保護条例」(昭和58年)と「同条例施行規則」(昭和58年)の改正によって新しく創出されることとなる「文化的景観保護計画」を景観計画<付加計画>として位置づけ、これを「平取町景観づくり条例」により町長が指定して対象範囲を定めることとします。

このように既存制度と新規制度を<付加計画>として組み合わせることによって景観計画を拡充していきます。

自然的景観と文化的景観の二つの分野については、明確に分けることがむずかしい面もありますが、景観計画の原則、基本方針などをふまえながらたえず調整をし、効果的な取り組みを行うようにしていきましょう。

第4章 良好な景観づくりに関する方針

1. 共通事項

基本方針や目標をしっかりとふまえながら平取町の景観づくりを推進していきましょう。まず共通事項として、第1章で示した景観づくりの取り組みにおける基本方針を再確認します。

- 1) 自然、文化、歴史の特色をいかす。
- 2) 多様性をたいせつにしながらか調和を育む。
- 3) できること、必要なことを付け加えていく。
- 4) 計画の再確認と見直しを定期的に行っていく。

2. 類型別

平取町内の各地区には、それぞれならではの特色があり、これを尊重しつつ景観を保全・創造していきましょう。ここでは前記の共通事項に加え、土地状況の類型ごとに方針を定めます。

山地・山間域

山々に囲まれた地区が多いことから、この自然景観を保全しつつ周辺と調和のとれた景観づくりを図りましょう。

田園・牧野域

暮らしを支える産業にかかわる景観を整えていきましょう。豊かな実りをもたらす沙流川とその支流にそって開かれた地区であることから、川の景観との調和をたいせつにしていきましょう。

市街域

一定の街並みを有するところについては、建築物周辺や道路にそった緑化等に配慮し、住民意識のつながりを感じる整った景観づくりをめざしましょう。

河川・水辺域

川の水はそれ自体が重要な景観要素です。水資源を豊かに美しく保ちましょう。河畔林、溪畔林をたいせつにし、水辺が憩いと安らぎの場となるような景観づくりをめざしましょう。

3. 既存計画との調和

良好な景観づくりにあたっては、「北海道総合開発計画」等の国、道、町が策定している既存計画によく留意し、調和が保たれるように進めるものとします。

とりわけ山野の景観に関わりが深い国及び地方の森林計画、水辺の景観に関わりが深い「沙流川水系河川整備基本方針」及び「沙流川水系河川整備計画」を尊重し、関係機関と協議を行い、連携をとりながら進めるものとします。

第5章 行為の制限に関する方針

1．行為の制限についての考え方

景観に影響を与える行為の制限については、「ゆるやかな規制」にとどめ、地域の景観がもっている特性や意義についての理解を促すこと、景観づくりが取り組みやすくなるような環境の醸成を進めることを基調として関連施策の拡充・発展を図るようにしていきましょう。

このような基調のもとでの平取町における景観施策拡充・発展は、次の(1)～(5)に示すような段階的な過程を経ていくことが想定されています。

(1)景観条例の制定と景観計画<基幹計画>の策定により景観行政団体として本格的な施策・事業を行う法制的枠組を創り出します。

(2)景観計画<付加計画>としての文化的景観保存計画をはじめりに、施策・事業を展開していきます。

(3)規制の強化ではなく、景観の特性や意義についての理解促進、景観づくりに取り組むための環境醸成を図ることを基調としつつ適時・適宜に新しい施策を付加していきます。

(4)新規施策・事業を付け加えることと並行して各地区、各分野における既存施策・事業の拡充を図り、町全体の景観づくりを進展させていきます。

(5)景観施策・事業全体の枠組、体系を随時見直し、制度のメンテナンスを行いながら発展的更新を図っていきます。

2．平取町全域に共通する行為の制限についての方針

「平取町景観づくり条例」(第12条)に定められている町全域に共通して制限される行為は次の事項です。

(1) 木竹の植栽または伐採

(2) 水面の埋立または干拓

これらの行為で、一定規模(10,000㎡)以上のものが対象となります。

二つの事項のそれぞれについて保全措置の方針を記します。

1) 木竹の植栽または伐採

樹木等の保全措置

・やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめ、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。

・樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。また、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。

- ・敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。

樹木等の植栽

- ・植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。

木材の伐採

- ・伐採は、できるだけ小規模にとどめること。
- ・樹林を伐採する際には、適度な面積の樹木を残置し、修景緑化に活用すること。
- ・河川または周辺道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。
- ・一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮すること。
- ・伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部への低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要に応じて代替措置を講じること。

森林整備計画等の尊重

木竹の植栽及び伐採にともなう保全策の立案、実行にあたっては、国及び地方の森林計画を尊重し、整合を図り、平取町森林整備計画に基づく施業に支障が生じないようにすること。

2) 水面の埋立または干拓

護岸など水辺空間の保全

- ・護岸は、周辺環境や自然環境に配慮した素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。

3. 指定景観計画区域における行為の制限についての方針

指定景観計画区域における行為の制限についての方針は、「平取町景観づくり条例」第3章に定めるところにしたがって〈付加計画〉の中で示すようにします。〈付加計画〉は、指定された区域ごとに個別に、または複数の指定区域を一括して策定することができるようにします。

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物

基本方針等に基づき、周辺地域の自然、歴史、文化や生活などから見て、その特色が顕著に現れている建造物のうち、地域の景観づくりにおいて重要な要素となっているものを指定していきます。

2. 景観重要樹木

基本方針等に基づき、周辺地域を特色づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地域の景観づくりにおいて保護や必要性があるもので、地域住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいる樹木を指定していきます。

この場合、「平取町みどり豊かな環境保全条例」第12条により指定されている保存樹または保存樹林との重複した指定を妨げないものとしします。

第7章 屋外広告物の設置に関する方針

屋外広告物の規制については、現在北海道が「北海道屋外広告物条例」を制定し規制を行なっていますが、平取町の景観づくりの重要な要素であることから、北海道と協働して規制を行なっていく必要があります。道条例を遵守しつつ、この計画の目標が達成できるよう、屋外広告物の規模や色彩を考え周辺の景観と調和が図られるように設置者自らが取り組むこととします。

第8章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農村景観づくりを進めるために景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に作成する景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。この整備計画ができた場合、本計画の第3章に記述されている〈付加計画〉として新しく位置づけられることとなります。

整備計画には、保全・創出すべき地域の景観の特色、保全・創造すべき地域の範囲魅力ある景観を保全・創造するための方針などが盛り込まれることとなります。

結び

前文にもあるように当地域における景観は、(1)日高山脈に源を発して町域を貫流する沙流川にそった河川景観が軸となっていること、(2)文化的には先住民族であるアイヌの人たちの伝統が基層にあり、いまに受け継がれ表れていること、(3)これらに近現代の開拓の営為が重なり、さまざまな歴史的・社会的要素が錯綜して多文化な構成となっていることを特色としています。総合的にとらえると、北海道日高地方における景観としてその典型とみなすことができますし、また全国的、さらにはグローバル(地球的)な視野からすれば、この地域の景観面における特殊性を端的に表しているものです。地域の住民にとっては日常馴染んだごく普通の景観であるとも言えますが、こうした意味で貴重な景観として価値づけることが可能であり、この地の歴史や文化、人びとの暮らしやなりわいを反映したかけがえのない景観です。

平取町が地方公共団体として景観行政団体になり、景観づくり条例と景観計画を新しく定めるということは、国の景観法による施策体系の中に自ら位置付き、景観の問題に系統的に取り組むという意思表示です。景観行政団体になったからといって直ちに何らかの規制がかかるということではなく、どのような施策・事業を展開するかは、自治体と住民自身の主体的判断によるところが大きいです。景観づくりは町民が積極的に参画し、行政と一体となって取り組むのが望ましいあり方です。景観計画<基幹計画>の策定や景観づくりにかかわる条例・規則の制定は、まさにこうした「協働」を効果的に進めるための制度上の基盤整備であり、行政側の基本的な責務の執行でもあります。

平取町独自の取り組みと、国・道をはじめ関係機関・団体によるさまざまな施策・事業が補完しあって良好な景観づくりが進み、ひいては豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成につながるよう努めていきたいものです。これからこの計画自体を太い幹に成長させながら、私たちのたいせつな地域の景観とともに育んでいきましょう。